

公益社団法人 茨城県臨床検査技師会

骨密度測定器の管理等に関する内規

(目的)

第1条 この規定は、臨床検査を通じて県民への啓発活動とともに県民の健康の維持、推進を組織的に援助し、骨密度測定器を有効に活用するため、その管理及び貸出方法等について必要な事項を定めるものとする。

(管理等)

第2条 管理・保管及び貸し出しを行う骨密度測定器は、次に掲げるとおりとする。

2 前項の骨密度測定器は、社団法人茨城県臨床検査技師会事務局内に保管し、その管理は総務局長が行うものとする。

(貸出要件)

第3条 貸し出しにあたっては、その利用目的が次のいずれかに該当することを要するものとする。

- (1) 啓発・研修などについて研修を行う場合
- (2) その他、社団法人茨城県臨床検査技師会が特に必要と認めた場合

(貸出対象機関)

第4条 貸出対象機関は、国内の次の機関とする。

- (1) 医療・研究機関
- (2) 教育機関
- (3) 医療に関連したイベント、会議等の主催者
- (4) その他、公益社団法人 茨城県臨床検査技師会が特に必要と認めた機関等

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として利用日又は利用期間の前後1週間とする。

(経費負担)

第6条 貸し出しに要する次の経費は、利用者の負担とする。

- (1) 骨密度測定器の移動・運搬に要する経費
- (2) 骨密度測定器測定時の消耗品に要する経費
- (3) 利用者の過失により紛失、破損等が生じた場合の必要経費

(申請手続き)

第7条 貸し出しの申請手続きは、別紙様式第1号の申請書に事業計画書等を添付のうえ、公益社団法人 茨城県臨床検査技師会事務局へ提出するものとする。

2 事務局は、申請書を受領した後、速やかに貸し出しの可否を決定すると同時に、その旨を申請者に通知するものとする。

(附則)

1 この内規は、平成25年8月1日から施行する。